

診療報酬
改定
2026

医科・歯科

疑義解釈(その9)

今年6月からの点数改定に関して、厚労省より6月26日付で「疑義解釈（その9）」が出された。以下に主なものを掲載する（当会で一部編集。問番号について医科歯科共通と医科は原文ママ、歯科は協会が付番）。歯科では特に、今回の疑義解釈で歯科疾患管理料への加算点数である特別管理加算の施設基準について、「歯科診療所は都道府県等と病院の両方と連携する必要」があることが明記された。自治体との連携は必須となるため、もし連携が取れていないのであれば辞退届を出していただく必要がある。なお、全文は右記QRコードや協会ホームページ「いい医療ドットコム」等をご参照いただきたい。



その9

《医科歯科共通》

【初・再診料】

	質問	回答
1	健診等を実施した日と同一日の別の受診において、 健診等に関する疾病に対して保険診療を行う場合には、再診料又は外来診療料を算定することができるとされているが、当該「同一日の別の受診」とはどのような場合が該当するのか。	例えば、健診等にかかる診療等及び会計が終了した後（公費の健診等で自己負担がなく会計を要しない場合には、受付等において健診等に係る終了手続を終えた後）、同一日中に、患者の 状態の変化等の客観的な必要性により新たな受療料が必要となり改めて患者が受診する場合が該当する。 客観的な必要性がなく、単に診療時間該「同一日の別の受診」を形式的に区切ったり、予め再度の受診を指示したりする場合には、別の受診として取り扱わ ない。

《医科》

【在宅医療充実体制加算】

	質問	回答
6	往診料の加算等に規定する在宅医療充実体制加算の施設基準について、アでは「当該保険医療機関に配置されている在宅医療を担当する常勤換算医師数が3名以上かつ常勤医師数が2名以上である」とされており、またキでは「 <u>がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会</u> 」又は「 <u>緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会（日本緩和医療学会主催）等</u> 」を修了している常勤の医師が、在宅医療を担当している」とされているが、在宅医療を担当する常勤の医師がすべて当該研修会を修了している必要があるか。	在宅医療を担当する常勤の医師のうち、少なくとも1名が当該研修会を修了していれば、施設基準のキを満たす。なお、在宅医療を担当する常勤の医師はすべて当該研修会を修了していることが望ましい。

【腎代替療法診療体制充実加算】

	質問	回答
8	人工腎臓の注15に規定する腎代替療法診療体制充実加算の施設基準について、「腎移植について、患者の求めに応じて適切に相談に応じ、かつ、腎移植に向けた手続きを行った患者（日本臓器移植ネットワークに腎臓移植希望者として新規に登録された患者、先行登録された患者又は腎移植が実施され透析を離脱した患者をいう）」とあるが、 腎臓移植希望者として日本臓器移植ネットワークに登録されている患者のうち、初回登録日から1年を経過した患者であって、当該登録について各年度3月31日までに登録更新の手続きが行われ、当該年度の4月1日時点において登録が継続しているものについても、「腎移植に向けた手続きを行った患者」に含まれるか。	含まれない。なお、令和10年5月31日までの間に限り、「腎移植について、患者の求めに応じて適切に相談に応じ、かつ、腎移植に向けた手続きを行った患者（日本臓器移植ネットワークに腎臓移植希望者として新規に登録された患者、先行登録された患者又は腎移植が実施され透析を離脱した患者をいう）」が前年に2人以上いること。」の基準については該当するものとみなすことに留意されたい。

《入院点数》入院基本料等の減算免除に一定の届出猶予

令和8年3月31日時点において入院ベースアップ評価料を届け出ている保険医療機関又は令和8年3月31日時点において外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）を届け出ている有床診療所であっても、様式98を提出しなければ入院基本料等を減算することとされており、6月以降入院基本料等の所定点数を算定するには6月1日までに様式98の届出を行う必要があった。疑義解釈その9により、6月1日までに届出を行っていない医療機関について、実質的に届出の猶予が設けられたことが示された。詳細は「疑義解釈（その9）」の「看護職員処遇改善評価料及びベースアップ評価料関係」の「問1」をご参照いただきたい（上記QRコード）。

《歯科》

【口腔機能実地指導料（口指導）】

	質問	回答
1	「疑義解釈（その1）」において、当該指導料（口指導）の施設基準に規定する研修の主催団体が例示されているが、 歯科大学等の医育機関は研修の主催団体に含まれるのか。	定期的に学術研修を実施している医育機関が設置する学会は、含まれる。

【3次元プリント有床義歯（3DFD）】

	質問	回答
2	3次元プリント有床義歯（3DFD）の製作に用いる装置は、医療機器の一般的名称が「 <u>歯科技工室設置型コンピュータ支援設計・製造ユニット</u> 」と「 <u>歯科技工用重合装置</u> 」であって、かつ、3次元プリント有床義歯（3DFD）の製作を目的として保険適用されている装置を用いた場合のみ算定できるのか。	そのとおり。なお、当該医療機器の保険適用の有無については、製造販売業者に確認すること。

【特別管理加算（特管）】

	質問	回答
3	施設基準において、「都道府県等と連携が図られている保険医療機関であること。ただし、歯科診療所においては、 歯科を標榜する病院との連携が図られていること。 」とあるが、 ① 歯科診療所は、都道府県等と病院の両方と連携する必要があるのか。 ② 都道府県等との連携について、連携内容についての要件はあるのか。	①そのとおり。 ②具体的な連携内容が規定していないが、届出を行う保険医療機関と都道府県等との間で、何らかの連携体制が構築されている必要がある。

【歯冠修復及び欠損補綴】

	質問	回答
4	令和8年度（2026年度）診療報酬改定において、保険適用の判断に係る取扱いの見直しが行われたが、引き続き事前承認の対象となっている留意事項通知の第12部の通則20のイからハ※については、理 <u>イ 有床義歯では目的が達せられないか又は誤嚥等の事故を起こす恐れが極めて大きい場合であってブリッジを行う以外に方法がない場合</u> <u>ロ 矯正・先天性欠如等により第一小臼歯、第二小臼歯、第一大臼歯欠損のブリッジにおいて、欠損歯数は3歯であるが、間隙の方が1歯分程度小さく2歯分となる場合</u> <u>ハ 移植歯を支台歯とするブリッジを製作する場合</u>	差し支えない。ただし、電子媒体での提出に際しては、以下に留意すること。また、電子媒体での再提出もしくはエックス線フィルムや模型を速やかに提出すること。 ①一般的に閲覧可能なファイル形式で、判読可能な画質で提出すること。 ②模型については、上下顎模型の写真もしくは3次元デジタル模型から作成した画像データにて、正面観、側方面観、咬合面観及び咬合関係を確認できる資料を提出すること。 ③通則20のロについては、欠損部や歯冠の幅径等が分かるように、模型に定規等を含めた写真等とすること。

【歯科技工所ベースアップ支援料（歯技ベア）】

	質問	回答
5	歯科技工所ベースアップ支援料（歯技ベア）の施設基準届出時に、既に歯科技工所において補綴物等の製作等を開始している場合も対象となるのか。	対象となる。補綴物等の装着時に、当該支援料（歯技ベア）を算定して差し支えない。
6	鉤の製作等を歯科技工所に委託する際に、次の場合は、歯科技工所ベースアップ支援料（歯技ベア）は算定できるのか。 ①鉤の製作に係る技術料及び材料料のみを算定する場合 ②鉤の製作や組込等に伴い有床義歯修理を併せて算定する場合	①算定できない。 ②義歯修理の装着料の算定時に、当該支援料を算定して差し支えない。

「新聞投稿」募集中！

会員からの投稿を随時募集しています！文字数は800字程度。
ご不明点は新聞部まで（TEL：045-313-2111 FAX:045-313-2113）。
メールアドレス:kanahoi-shinbun@hoken-i.co.jp
※内容によっては加筆・修正をお願いすることがございますことをご了承ください。

